

契 約 書 （案）

衆議院共済組合本部長 衆議院事務総長 ○○○、参議院共済組合本部長 参議院事務総長 ○○○、内閣共済組合本部長 内閣府事務次官 ○○○、総務省共済組合本部長 総務事務次官 ○○○、法務省共済組合本部長 法務事務次官 ○○○、外務省共済組合本部長 外務事務次官 ○○○、財務省共済組合本部長 財務事務次官 ○○○、文部科学省共済組合本部長 文部科学事務次官 ○○○、厚生労働省共済組合本部長 厚生労働事務次官 ○○○、農林水産省共済組合本部長 農林水産事務次官 ○○○、経済産業省共済組合本部長 経済産業事務次官 ○○○、国土交通省共済組合本部長 国土交通事務次官 ○○○、防衛省共済組合本部長 防衛事務次官 ○○○、裁判所共済組合本部長 最高裁判所事務総長 ○○○、会計検査院共済組合本部長 会計検査院事務総長 ○○○、刑務共済組合本部長 法務省矯正局長 ○○○、厚生労働省第二共済組合本部長 厚生労働事務次官 ○○○、林野庁共済組合本部長 林野庁国有林野部長 ○○○、国家公務員共済組合連合会職員共済組合本部長 常務理事 ○○○（以下「甲」という。）と株式会社○○○ 代表取締役社長 ○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により、標準共済システム（第三世代）の防衛省環境に係る機器等の借入等の契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別紙仕様書に基づき、標準共済システム（第三世代）の防衛省環境に係る機器等の借入等（以下「業務」という。）を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（履行場所）

第3条 業務の履行場所は、次のとおりとする。

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省共済組合本部長ほか甲の指定する場所及び仕様書の条件を満たす場所

（契約期間）

第4条 契約期間は、契約締結日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は○○,○○○,○○○円（うち消費税額及び地方消費税額○,○○○,○○○円）とし、別紙1 契約金額分担表のとおり、甲のそれぞれの共済組合が分担するものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約保証金)

第6条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲と協議し、承認を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

3 乙は、業務に係る個人情報を他の目的に使用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。

4 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができるものとする。

6 乙は、業務完了後は、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

7 乙は、業務に関し事故等が発生した場合は、速やかにその内容を甲に報告するものとする。

8 前各項の規定は、この契約終了後においても適用されるものとする。

(監督)

第9条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(事情変更)

第10条 甲は、必要がある場合は、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

3 前二項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(検査)

第11条 乙は、業務を終了したときは、仕様書に定める納入成果物を添えて速やかに甲に報告をし、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければなら

ない。

- 2 甲は、乙から報告を受けたときは、速やかに検査を行わなければならない。
- 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって、業務を完了したものとする。
- 4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。
- 5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(契約金額の請求及び支払)

第12条 乙は、全ての業務を完了し前条の定める検査に合格したときは、別紙1 契約金額分担表に基づく支払を、甲のそれぞれの共済組合に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第13条 甲は、自己の責に帰すべき理由により前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示にて定められた率で計算した額を、速やかに乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(著作権等)

第14条 この契約に基づき業務を履行したことに伴い生ずる著作物の著作権は、甲に帰属するものとする。

(契約完了後における説明等)

第15条 乙は、仕様書に定める納入成果物に関して、甲から説明又は資料の提出を求められたときは、この契約の完了後においてもこれに応じなければならない。

(納入成果物の所有権の移転時期)

第16条 納入成果物の納入がなされた時点において、納入成果物の所有権は甲に移転するものとする。

(解除)

第17条 甲は、理由のいかんにかかわらず、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通知し、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により、この契約が解除された場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
- 4 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、第10条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は前条第1項若しくは第2項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、乙は、甲に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第11条から第13条までの規定を準用す

るものとする。

2 前条第2項の規定による解除の場合は、甲は、乙に損害賠償を請求できるものとする。

3 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

4 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

5 第2項又は第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第19条 この契約について、甲乙協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補則)

第21条 この契約に関して疑義を生じたとき、又は契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

2 私的独占等の不正行為及び暴力団排除に関する条項を別紙2のとおり定めるものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年（2025年）〇〇月〇〇日

甲 東京都千代田区永田町1-7-1
衆議院共済組合本部長
衆議院事務総長 〇〇〇

東京都千代田区永田町1-7-1
参議院共済組合本部長
参議院事務総長 〇〇〇

東京都千代田区永田町 1－6－1

内閣共済組合本部長

内閣府事務次官 ○○○

東京都千代田区霞が関 2－1－2

総務省共済組合本部長

総務事務次官 ○○○

東京都千代田区霞が関 1－1－1

法務省共済組合本部長

法務事務次官 ○○○

東京都千代田区霞が関 2－2－1

外務省共済組合本部長

外務事務次官 ○○○

東京都千代田区霞が関 3－1－1

財務省共済組合本部長

財務事務次官 ○○○

東京都千代田区霞が関 3－2－2

文部科学省共済組合本部長

文部科学事務次官 ○○○

東京都千代田区霞が関 1－2－2

厚生労働省共済組合本部長

厚生労働事務次官 〇〇〇

東京都千代田区霞が関 1－2－1

農林水産省共済組合本部長

農林水産事務次官 〇〇〇

東京都千代田区霞が関 1－3－1

経済産業省共済組合本部長

経済産業事務次官 〇〇〇

東京都千代田区霞が関 2－1－3

国土交通省共済組合本部長

国土交通事務次官 〇〇〇

東京都新宿区市谷本村町 5－1

防衛省共済組合本部長

防衛事務次官 〇〇〇

東京都千代田区隼町 4－2

裁判所共済組合本部長

最高裁判所事務総長 〇〇〇

東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2

会計検査院共済組合本部長

会計検査院事務総長 ○○○

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

刑務共済組合本部長

法務省矯正局長 ○○○

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省第二共済組合本部長

厚生労働事務次官 ○○○

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

林野庁共済組合本部長

林野庁国有林野部長 ○○○

東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 0

国家公務員共済組合連合会

職員共済組合本部長

常務理事 ○○○

乙 ○○○

株式会社○○○

代表取締役社長 ○○○

